



8月から国民健康保険における 高額療養費が変わりました



市ホームページ

問 国保年金課 国保グループ ☎73-9121

高額療養費とは、同じ月内に医療機関の窓口で支払った医療費の合計額が決められた上限額を超えた場合に、その超えた分が払い戻される制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。この上限額を次のとおり変更しました。

●70歳未満(未就学児の負担割合は2割)

8月から

割合	区分 (基礎控除後の所得)	月額上限	年間上限 (※1)
3割	901万円超	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% (多数回該当：140,100円)	168万円
	600万円超～901万円以下	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% (多数回該当：93,000円)	111万円
	210万円超～600万円以下	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% (多数回該当：44,400円)	53万円
	210万円以下	61,500円 (多数回該当：44,400円)	53万円
	住民税非課税世帯	36,900円 (多数回該当：24,600円)	29万円

●70歳以上75歳未満

8月から

割合	負担区分 (課税所得)	月額上限		年間上限
		外来特例(個人単位)	外来+入院(世帯合算)	
3割	690万円以上	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% (多数回該当：140,100円)		168万円(※1)
	380万円以上	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% (多数回該当：93,000円)		111万円(※1)
	145万円以上	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% (多数回該当：44,400円)		53万円(※1)
2割	145万円未満	22,000円	61,500円 (多数回該当：44,400円)	外来：216,000円(※2) 世帯：530,000円(※3)
	低所得Ⅱ	11,000円	25,700円 (多数回該当：24,600円)	外来：96,000円(※2) 世帯：290,000円(※3)
	低所得Ⅰ	8,000円	15,700円	世帯：18万円(※3)

●多数回該当とは、過去12か月間に同じ世帯で限度額を超える高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降に適用される限度額のことです。

※1 年間(8月～翌年7月)で自己負担額の合計金額が年間上限を超えた場合、申請により償還払い

※2 年間(8月～翌年7月)で外来の自己負担額の合計金額が年間上限を超えた場合、申請により償還払い

※3 年間(8月～翌年7月)で世帯合算分の自己負担額の合計金額が年間上限を超えた場合、申請により償還払い

小郡市からのお知らせ



9月10日～16日は自殺予防週間です ひとりで悩まず相談を

問 福祉課 障がい者福祉グループ ☎73-9123

「眠れない」「怒りやすくなった」「口数が減った」「食欲がない」「不安を感じる」「ひきこもりがち」…こんな不調や悩みを感じたら、ひとりで悩まず相談してください。また、家族や友だちが当てはまるときにも相談窓口を紹介してください。

相談者やその家族のプライバシーに十分配慮し、秘密は厳守されます。

相談窓口	電話番号	受付時間
ふくおか自殺予防ホットライン	092-592-0783	年中無休・24時間
福岡いのちの電話	092-741-4343	
心の健康相談電話	092-582-7400	月～金・9時～16時
チャイルドライン(18歳まで)	0120-99-7777	16時～21時(12月29日～1月3日休み)
きもち よりそうライン@ふくおかけん LINE ID: @469xxbam		月・木・18時～21時



「七夕商品券」の利用期限は8月31日(月)まで

問 七夕商品券事務局(商工観光課内) ☎73-9134



市ホームページ

3月から4月にかけて発送した「七夕商品券」の使用期限が迫っています。期限を過ぎると使用できませんので、早めに使用してください。



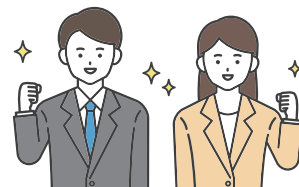
第2回

令和9年度

新規採用職員募集

問 人事課 人事グループ ☎73-9106

小郡市の未来を共に創造する仲間を募集しています。
募集職種や採用予定人数、受験資格などは、職員募集専用サイトをご覧ください。
職員に仕事の魅力や働き方などをインタビューしたブログや動画も掲載しています。



募集要項

応募方法 職員募集専用サイトから応募

応募期間 8月25日(火)～9月13日(日)



小郡市からのお知らせ



おごおりハラスメントに関する 弁護士無料相談窓口を開設しました



市ホームページ



申込フォーム

問 総務課 総務法制グループ ☎73-9107

小郡市に在住、通勤、通学する人がパワハラやセクハラ、カスハラなどさまざまなハラスメントに関する困りごとを弁護士に相談できる無料相談窓口を7月から開設しました。

対象 小郡市に在住、通勤、通学する人

日時 毎月第1・3火曜 13時～17時

場所 人権教育啓発センター

相談人数 1日あたり4人（先着順・1人1時間まで）

予約方法 申込フォーム・電話（月曜～金曜の8時半～17時）

相談日の2週間前の水曜8時半から、相談日の前の週の金曜17時までの受付となります。

※当日申込受付はありません

※申込フォームで申し込みをした人へ受付完了後に相談時間をメールでご案内します



昔懐かしい街並みや風景の 写真をお寄せください



市ホームページ
（申込フォーム）

問 小郡市民まつり実行委員会事務局（商工観光課 商工観光グループ（南別館1階））

☎73-9103

今年は昭和元年から数えて満100年。次世代に伝承したい「ふるさと小郡」の写真を募集・展示します。

展示期日 10月25日（日）

展示会場 生涯学習センター「小郡市民まつり」内

申込方法 申込フォームまたは申込書に写真（データ・コピー可）を添付して提出

※申込書は窓口・市ホームページで取得できます

申込締切 9月30日（水）



めだか広場

場 申 問 小郡幼稚園 ☎72-5501



参加費無料

子育てに関する疑問や悩みなどを交流しながら相談できる場で、小郡幼稚園の様子を知ることができます。令和8年度は10回開催予定です。

日時 10月6日（火）10時～11時

対象 未就園の子と保護者

定員 10組（先着順）

持参物 飲み物、上履き（親子とも）、帽子

申込方法 申込フォーム

申込受付開始 9月1日（火）9時





ごみカレンダー・燃えるごみ袋への 広告を募集します



市ホームページ

申 問 生活環境課 ごみ・リサイクルグループ(南別館1階) ☎73-9104

令和9年度ごみ収集カレンダーおよび家庭系燃えるごみ専用袋(大)の外装袋に掲載する広告を募集します。いずれも年間を通して市内全域で使用されます。掲載を希望する場合は、お問い合わせください。

ごみ収集カレンダー広告

受付開始日 9月7日(月) ※枠が埋まり次第、受付終了

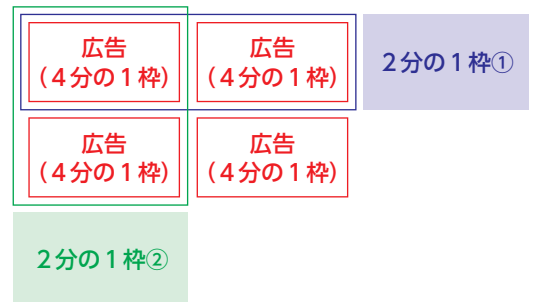
掲載月 令和9年4月～令和10年2月

掲載箇所 A3見開き1ページのカレンダー下部に、
4枠まで掲載(右図参照)

発行予定部数 約26,500部(市内全世帯に配布)

広告サイズ	広告掲載料	刷色
4分の1枠(縦6cm×横13cm)	25,000円	2色
2分の1枠①(縦6cm×横27cm) ②(縦13cm×横13cm)	50,000円	2色

ごみ収集カレンダー広告掲載イメージ



燃えるごみ袋(大)の外装袋広告

受付開始日 9月7日(月) ※枠が埋まり次第、受付終了

掲載箇所 家庭系燃えるごみ専用袋(大)外装袋の上部に、
2枠まで掲載(右図参照)

流通時期 令和9年8月から1年間(予定)

発行予定部数 178,200部(昨年実績178,200部)

広告サイズ	広告掲載料	刷色
1枠(縦7cm×横10cm)	100,000円	1色
2枠(縦7cm×横21cm)	200,000円	1色

外装袋広告掲載イメージ



● 共通事項

申込方法 申込書兼誓約書、掲載を希望する広告案を提出

※申込書は、窓口・市ホームページで取得できます

※書類審査後、掲載の可否を通知します



年金生活者支援給付金の請求をお忘れなく

問 国保年金課 医療・年金グループ ☎73-9121

新たに年金生活者支援給付金の対象になった人へ、9月から順次、日本年金機構からはがき型の請求書が送付されます。該当する人は、手続きをしてください。

問い合わせ先 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

※電話をする際は、送付された請求書をお手元にご用意ください

手続きをしないと給付金の受け取りができませんので注意してください。すでに給付金を受け取っている人は、手続き不要です。

小郡市からのお知らせ



フードドライブにご協力ください

場 問 生活環境課 ごみ・リサイクルグループ(南別館1階) ☎73-9104

市では、食品ロスを減らす取組として、フードドライブを実施しています。

フードドライブとは、家庭で使いきれない未開封の食品を取りまとめて、NPO法人あーすちゃれんじゃー(フードバンク小郡)を通じて食品を必要としている人に提供する活動です。

食品ロスは、資源の無駄遣いだけでなく、焼却処理に伴う二酸化炭素の排出や焼却後の灰の埋め立てなど、環境への負荷につながります。環境のためにも、食品ロス削減への取組にご協力ください。



日時 8月24日(月)～28日(金) 8時半～17時

受付できる食品

- 未使用・未開封のもの
- 食品表示があるもの
- 賞味期限が1か月以上あるもの
- 常温保存が可能なもの

(例) お米・小麦粉・乾麺、レトルト食品・インスタント食品、調味料・食用油・のり・ふりかけ・缶詰・ビン詰、菓子類・粉ミルク・離乳食、飲料(ジュース・お茶・コーヒーなど)

受付できない食品

- 生鮮食品
- アルコール飲料
- 冷蔵・冷凍食品
- 食品表示・賞味期限の記載のないもの



株式会社ミスターマックス・ホールディングスと防災に関する協定を締結しました

問 防災安全課 防災グループ ☎73-9109

6月25日、市は株式会社ミスターマックス・ホールディングスと「災害時等における物資の供給及び施設利用に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、災害時に食料や日用品などの物資の調達を迅速かつ円滑に行うこと、また、車中泊や車両の避難場所として駐車場やトイレを利用させていただく協力関係を築くことができました。



デジタルこども手帳「てくてく」終了のお知らせ

問 こども家庭支援課 母子保健グループ ☎73-9147

デジタルこども手帳「てくてく」(以下「てくてく」)は、令和9年3月31日をもってサービスの提供を終了することになりました。詳細や今後の予定は、「てくてく」内の「自治体からのお知らせ」をご確認ください。

ご利用の皆様にはご不便をおかけし申し訳ありませんが、ご理解をお願いします。